(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第7条第3項に規定する要介護者について、当該要介護者を介護する家族の者(以下「介護者」という。)に対し、当該介護のために必要な物品(以下「介護用品」という。)の給付を行うことにより、当該介護者の経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象)

- 第2条 この要綱において介護用品の給付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者の介護者であって、市民税非課税世帯に属するものとする。
  - (1) 市内に住所を有し、法第19条第1項に規定する要介護認定により、要介護認定等に係る介護 認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項 第4号の要介護4又は、同項第5号の要介護5とされた要介護者
  - (2) 在宅する65歳以上の者
  - (3) その属する世帯が市民税非課税世帯である者

(給付)

第3条 市長は、前条の介護者には介護用品を年額2万円の範囲内で給付するものとし、当該介護用品の給付品目は、尿取りパッド及び紙おむつとする。

(受給者証の交付の申請)

第4条 介護用品の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、家族介護用品受給者証 交付申請書(第1号様式)を地区保健福祉センター所長(以下「所長」という。)に提出するものとする。

(受給者証の交付等)

- 第5条 所長は、前条の家族介護用品受給者証交付申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、介護用品の給付の対象者として認定する者(以下「受給者」という。)には、家族介護用品受給者証(第2号様式)(以下「受給者証」という。)を交付し、給付の対象者として認定しない者には、その旨を通知するものとする。
- 2 前項の規定による受給者証の交付は、前項の認定をした日の属する月の翌月の初日に行うものと する。ただし、当該認定をした日が月の初日であるときは、その日に交付するものとする。
- 3 受給者証の有効期間は、申請書が提出された年度の末日までとする。

4 受給者は、受給者証を紛失し、又は損傷したときは、家族介護用品受給者証再交付申請書(第3 号様式)を所長に提出し、再交付を受けるものとする。

(支給の実施)

- 第6条 所長は、受給者に対し、第3条の介護用品のうち当該受給者に係る給付品目を指定のうえ、 家族介護用品給付券(第4号様式)(以下「給付券」という。)を交付するものとする。この場合 において、給付券は、6月、9月、12月及び翌年3月の各月において、それぞれ当該月の翌月以後 3箇月分を合わせて交付するものとする。
- 2 受給者は、介護用品を購入しようとするときは、受給者証を提示し、別に定める事業者から前項 の給付券により購入するものとする。

(支払)

- 第7条 前条の規定により受給者に介護用品の納入を行った事業者は、当該受給者に係る給付券を添付のうえ、介護用品の代金を市長に請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、家族介護用品受給者台帳(第5号様式)に記入 のうえ、支払を行うものとする。

(変更の届出)

- 第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、家族介護用品受給者証変更届 (第6号様式)を所長に提出するものとする。
  - (1) 氏名を変更したとき。
  - (2) 市内において住所を変更したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、家族介護用品受給者証交付申請書に記載した内容に変更があったとき。

(受給者証の返還)

第9条 受給者は、第2条に規定する給付の対象となる者でなくなったときは、速やかに、家族介護 用品受給者証返還届(第7号様式)により、当該受給者証を所長に返還するものとする。

(受給者証の更新)

第10条 所長は、受給者証の有効期間が終了する月において、前条の家族介護用品受給者証返還届の 提出がない者の状況を確認し、引き続き受給者となる者に対しては、当該月に翌年度分の受給者証 を交付するものとする。

(関係機関との連携)

第11条 所長は、民生委員、社会福祉協議会、指定居宅介護支援事業者等の関係機関との連携を密に

し、円滑な事業の運営が図られるように努めるものとする。